

包括外部監査結果報告書
及び報告に添えて提出する意見書
(平成21年度)

概要版

市税の賦課・徴収事務及び市税を中心とした未収管理事務について

平成22年 3月 1日

久留米市包括外部監査人

江頭 章二

第1章 監査の概要

第1 監査期間

平成21年4月1日から平成22年3月1日まで

第2 監査人

久留米市包括外部監査人	江頭 章二	(公認会計士)
同補助者	大石 昌彦	(弁 護 士)
同補助者	木下 文雄	(公認会計士)
同補助者	黒岩 延峰	(公認会計士)
同補助者	黒岩 延時	(公認会計士)
同補助者	寺島 義道	(公認会計士)
同補助者	馬場 範夫	(公認会計士)
同補助者	福田 有史	(公認会計士)
同補助者	松尾 英二	(公認会計士)

第3 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく監査

第4 選定した特定の事件

市税の賦課・徴収事務及び市税を中心とした未収管理事務について

第5 事件選定の理由

市税は平成20年度の決算において、一般会計の歳入の35%近くを占めていて、重要な不可欠な財源である。また、久留米市では久留米市新行政改革行動計画－公民連携による活力ある新しいまちづくりに向けて－（21年度改訂版）において、市税等歳入の確保対策の主な取り組み項目として、

- ① 総合的な歳入確保対策の推進
- ② 市税・国民健康保険料等収納率の向上

を掲げている。

しかしながら、久留米市を取り巻く税務環境は少子高齢化、全世界的な不況による企業業績の低迷、個人所得の減少などの影響で厳しさを増しており、予断を許さない状況にある。このようなとき市税等の確保対策について公平性、合規性、効率性などの観点から調査検討することは有意義であると判断した。さらに現金主義を中心とする公会計の中で市税等を中心とする未収管理がどのようになされているかについて監査することは、収入未済額をできるだけ少なくする方策の検討に資するものと考え、特定の事件として選定した。

第6 地方税の概要

I 地方税の仕組み

1. 地方税の仕組み

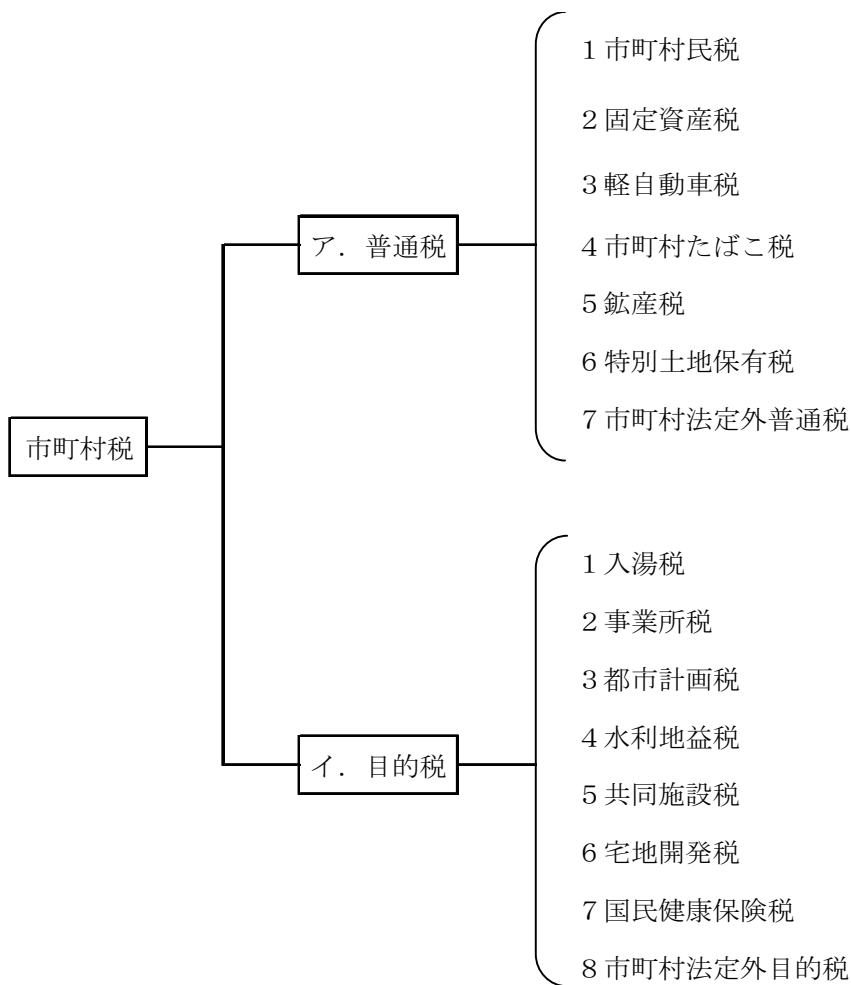
税は国民、住民に負担していただくという大変身近なものである。一般的に、税制改正は、税制調査会をはじめ、国民の方々の意見を聞きながら経済の状況や財政の状況などを考えて政府が原案を作り、国会に地方税法改正案として提出し、国会での審議を経てその大枠が決定される。こうして決定された地方税法という大枠を基に、各地方公共団体の議会が税条例を定めて、地方税が成立する仕組みである。

毎年の税制改正は、翌年度の国・地方の予算や地方財政計画の基礎となることから、決定されるまでには、どのような改正を行ってどれだけの収入を見込むのか、住民の負担はどうか、不公平はないかなど、いろいろな角度から何度も議論した上で決定される。

2. 地方税の種類

市町村民税は、普通税と目的税に分けられる。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金であり、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、たとえば、入湯税は、環境衛生施設等の整備などに要する費用に充てることを目的として課税される。



●普通税

・市町村民税（市民税）

市民税には、個人市民税と法人市民税とがあり、それぞれ均等の額を納める均等割と所得に応じて納める所得割（法人の場合は法人税割）の2種類からなっている。

個人市民税は1月1日において、市町村内に住所を有する個人に対して課税し、法人市民税は、市内に事務所・事業所を有している事業者に対して課税する。

・固定資産税

固定資産税は、1月1日において、市町村に所在する土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」という。）の所有者に対して課税する。

・軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

- ・市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸販売業者に対して課税する。

- ・鉱産税

鉱物の掘削事業に対し、鉱業者に課する収益税の一種である。(久留米市該当なし。)

- ・特別土地保有税

土地の投機的取得及び保有を抑制し、宅地供給促進を図るため、土地所有又は取得に対してかかる税である。(平成15年度より新規課税は停止)

- 目的税

- ・入湯税

温泉地等の温泉（鉱泉浴場）に入浴したときにかかる税で、環境衛生施設、消防施設等の整備及び観光の振興に要する費用に充てる目的税である。

- ・事業所税

人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所等において事業を行う者に対して課税する目的税である。本市では、平成22年8月から課税予定である。

- ・都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てるための目的税で、固定資産税と合わせて納めることになっている。

- ・水利地益税

水利地益税は、水利に関する事業、都市計画法に基づいて行う事業、林業事業その他土地又は山林の利益になるべき事業の実施に要する費用に充てるため、その事業により特に利益を受ける土地又は家屋に対して課税する目的税である。(久留米市該当なし。)

- ・共同施設税

共同施設税は、市町村が共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他に類する施設に要する費用に充てるため、これらの施設により特に利益を受けるものに対し課税する目的税である。(久留米市該当なし。)

- ・宅地開発税

宅地開発税は、宅地開発に伴い必要となる道路、水路等の公共施設の整備に要する費用に充当するための目的税である。(久留米市該当なし。)

- ・国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険事業を行う市町村が国民健康保険に要する費用に充てるための目的税である。(久留米市は、国民健康保険料であり、税ではない。)

II 最近の税制改正の動き

●平成18年度税制改正

- ①所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲（平成19年度施行）
- ②3兆94億円の所得譲与税を譲与
- ③定率減税の廃止（個人住民税）
- ④耐震改修促進税制の創設（固定資産税） 等

●平成19年度税制改正

- ①上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長
- ②住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設
- ③低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長 等

●平成20年度税制改正

- ①法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」・「地方法人特別譲与税」の創設
- ②個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充（ふるさと納税）
- ③道路特定財源に係る自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の延長
- ④公益法人制度改革への対応 等

第7 監査の方法

I 監査要点

1. 公平性 税の賦課及び徴収が、すべての納税者に対し公平に行われているか。
 - (1) 税の賦課及び徴収を行う組織が必要十分か。
 - (2) 未納者、未納額、滞納者、滞納額の把握方法は適切か。
 - (3) 減免の手続は妥当か。
2. 合規性（適法性） 税の賦課及び徴収が関係法令、条例、規則等の根拠規定に基づいて行われているか。
 - (1) 関係法令、条例、規則等の規定が担当者に周知徹底されているか。
 - (2) 関係法令、条例、規則等に則って運用されているか。
3. 効率性 税の賦課及び徴収が、最小の費用で最大の効果が上がるように行われているか。
4. 久留米市情報システムの監査
 - (1) 久留米市の行政情報化の進捗状況はどうなっているか。

(2) 久留米市の情報セキュリティ対策は必要十分か。

II 実施した監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等の確認
- ② 必要事項につき担当者、関係者、責任者へ質問
- ③ 税の賦課徴収に関する書類の閲覧
- ④ 組織の整備状況の視察
- ⑤ 他の中核市との比較
- ⑥ 各種統計データの分析
- ⑦ システム監査における総務省策定の情報セキュリティ監査ガイドラインとの照合
- ⑧ その他外部監査人が必要と判断した監査手続

III 監査の対象期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの平成20年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度にも及ぶことにした。

第8 利害関係

包括外部監査人及び補助者らは、何れも監査対象事件につき法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 久留米市の一般会計の状況

第1 人口の推移

(以下平成21年度版税務統計より抜粋した。)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人 口	男	145,604	145,241	145,048	144,575	144,220
	女	160,344	160,323	160,019	159,620	159,574
	合計	305,948	305,564	305,067	304,195	303,794
世帯数		115,669	117,099	118,355	119,391	120,295
1世帯当り人口		2.65	2.61	2.58	2.55	2.53
面積 (km ²)		229.84	229.84	229.84	229.84	229.84
人口密度(人/km ²)		1,331	1,329	1,327	1,324	1,322
税務職員数		122	128	131	127	135
税務職員1人当り人口		2,508	2,387	2,329	2,395	2,250
税務職員1人当り世帯数		948	915	903	940	891

- 17年度は、各年度の10月1日現在、18年度以降は、各年度の8月1日現在の数値
- 「税務職員数」は10頁下段の数値

II 税務関係課の機構・事務分掌

平成21年5月1日現在

課名	チーム	職員数等							計	事務分掌
		部長・次長	課長	主幹	課長補佐	主査	一般職員	嘱託・非常勤		
総務		6			1	1	5		13	
						1	5		6	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務行政の企画及び総合調整 ● 税の広報に関すること ● 県民税の払込みに関すること ● ゴルフ場利用税交付金に関すること ● 部の予算に関すること
納税課			1		1	2	7		11	
	業務					1	4		5	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税の収納に関すること ● 市税の督促に関すること ● 過誤納金の還付・充当に関すること ● 市税の口座振替に関すること ● 市税の欠損処分に関すること
	収納証明					1	3		4	<ul style="list-style-type: none"> ● 諸証明の交付に関すること
税収納推進課		(1)	1	2	5	8	6		22	
						5	8	6	19	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税の指導に関すること ● 市税の徴収に関すること ● 差押に関すること ● 差押後の整理及び公売に関すること ● 差押物件の換価処分に関すること ● 交付要求に関すること ● 徴収の嘱託及び受託に関すること
市民税課			1	1	1	4	20	3	30	
						4	20	3	27	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人市民税の賦課・調定に関すること ● 法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課・調定に関すること ● 固定資産評価審査委員会に関すること

()は兼務

課名	チーム	職員数等							計	事務分掌
		部長・次長	課長	主幹	課長補佐	主査	一般職員	嘱託・非常勤		
資産税課			1	1	2	5	31	1	41	
	賦課 償却資産					1	8	1	10	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税の賦課・調定に関すること ● 都市計画税の賦課・調定に関すること ● 特別土地保有税の調定に関すること ● 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること ● 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること ● 償却資産の評価及び調査に関すること
	土地					2	10		12	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の評価及び調査に関すること ● 特別土地保有税の賦課に関すること
	家屋					2	13		15	● 家屋の評価及び調査に関すること
田丸総合支所										
市民生活課			1		1	3	3		8	● 市税の徴収に関すること
	税務					3	3		6	
北野総合支所										
市民生活課			1	1	1	1	2		6	● 納税の指導に関すること
	税務					1	2		3	● 市税の証明に関すること
城島総合支所										
市民生活課			1		1	1			3	● 市税の課税資料の収集及び調査に
	税務					1			1	関すること
三浦総合支所										
市民生活課			1	1		1	1		4	● 固定資産税の縦覧及び閲覧に
	税務					1	1		2	関すること

	部長・次長	課長	主幹	課長補佐	主査	一般職員	嘱託・非常勤	計	
税務職員数合計	6	7	5	10	23	77	10	135	※ 合計は部長・担当部長（計2人）を除く

（その他、税収納推進課指導員1人有）

第3 久留米市の財政

I 平成21年度一般会計当初予算額

(単位：千円・%)

●歳入				●歳出			
区 分	予算額	構成比	前年比	区 分	予算額	構成比	前年比
1 市税	36,350,003	31.3	96.7	1 議会費	685,678	0.6	99.0
2 地方譲与税	985,000	0.9	89.5	2 総務費	12,273,995	10.5	148.2
3 利子割交付金	212,000	0.2	100.0	3 民生費	38,550,259	33.1	102.9
4 配当割交付金	46,000	0.0	38.7	4 衛生費	9,439,471	8.1	93.3
株式等譲渡所得割 5 交付金	23,000	0.0	26.1	5 労働費	373,666	0.3	84.8
6 地方消費税交付金	2,950,000	2.5	98.8	6 農林水産業費	3,087,057	2.7	92.1
ゴルフ場利用税 7 交付金	10,000	0.0	100.0	7 商工費	11,354,929	9.7	173.2
8 自動車取得税交付金	382,001	0.3	66.0	8 土木費	13,799,475	11.9	86.8
国有提供施設等所在 9 市町村助成交付金	89,000	0.1	102.3	9 消防費	2,980,745	2.6	104.7
10 地方特例交付金	502,000	0.4	87.3	10 教育費	12,180,658	10.5	93.0
11 地方交付税	19,410,000	16.7	102.8	11 災害復旧費	2	0.0	100.0
交通安全対策 12 特別交付金	95,000	0.1	118.8	12 公債費	11,400,574	9.8	98.1
13 分担金及び負担金	1,417,447	1.2	91.5	13 諸支出金	63,491	0.1	104.3
14 使用料及び手数料	2,124,210	1.8	97.2	14 予備費	120,000	0.1	100.0
15 国庫支出金	14,963,266	12.9	102.2				
16 県支出金	5,202,281	4.5	95.4				
17 財産収入	367,463	0.3	117.5				
18 寄附金	37,100	0.0	194.5				
19 繰入金	7,381,610	6.4	164.8				
20 繰越金	600,000	0.5	100.0				
21 諸収入	10,737,519	9.2	180.4				
22 市債	12,425,100	10.7	95.2				
合 計	116,310,000	100.0	105.2	合 計	116,310,000	100.0	105.2

II 平成20年度一般会計の決算状況

(単位：千円・%)

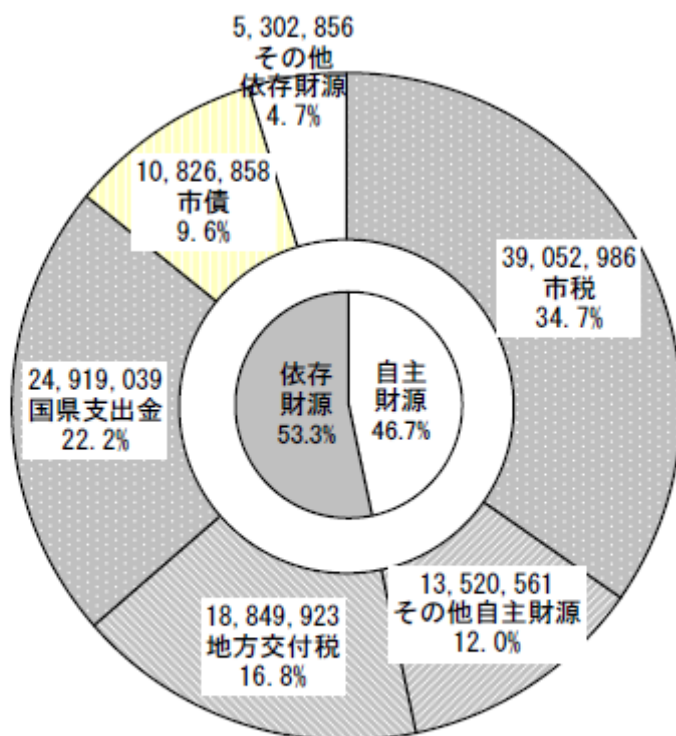
●歳入				●歳出			
区 分	決算額	構成比	前年比	区 分	決算額	構成比	前年比
1 市税	39,052,986	34.7	99.0	1 議会費	670,484	0.6	97.8
2 地方譲与税	1,023,712	0.9	91.4	2 総務費	11,811,763	10.9	113.3
3 利子割交付金	175,784	0.2	98.7	3 民生費	35,211,951	32.5	103.2
4 配当割交付金	49,023	0.0	34.6	4 衛生費	8,594,500	7.9	102.8
株式等譲渡所得割 5 交付金	19,289	0.0	20.9	5 労働費	391,497	0.4	103.2
6 地方消費税交付金	2,884,761	2.6	94.1	6 農林水産業費	3,008,370	2.8	71.3
ゴルフ場利用税 7 交付金	10,443	0.0	98.3	7 商工費	6,334,639	5.9	119.9
8 自動車取得税交付金	500,099	0.4	79.8	8 土木費	14,470,749	13.4	105.1
国有提供施設等所在 9 市町村助成交付金	92,595	0.1	102.4	9 消防費	2,987,236	2.8	106.8
10 地方特例交付金	466,611	0.4	153.7	10 教育費	12,538,357	11.6	107.9
11 地方交付税	18,849,923	16.8	119.5	11 災害復旧費	0	0.0	皆減
交通安全対策 12 特別交付金	80,539	0.1	89.6	12 公債費	12,119,838	11.2	105.4
13 分担金及び負担金	1,527,063	1.4	102.5	13 諸支出金	54,723	0.1	102.5
14 使用料及び手数料	2,074,039	1.8	102.5	14 予備費	0	0.0	—
15 国庫支出金	19,896,827	17.7	140.1				
16 県支出金	5,022,212	4.5	79.3				
17 財産収入	283,848	0.3	99.3				
18 寄附金	50,024	0.0	48.7				
19 繰入金	1,817,054	1.6	62.5				
20 繰越金	1,376,558	1.2	94.8				
21 諸収入	6,391,975	5.7	123.8				
22 市債	10,826,858	9.6	111.7				
特別地方消費税 交付金	0	0.0	—				
合 計	112,472,223	100.0	107.5	合 計	108,194,107	100.0	104.8

Ⅲ 平成20年度一般会計決算の構成

(単位：千円)

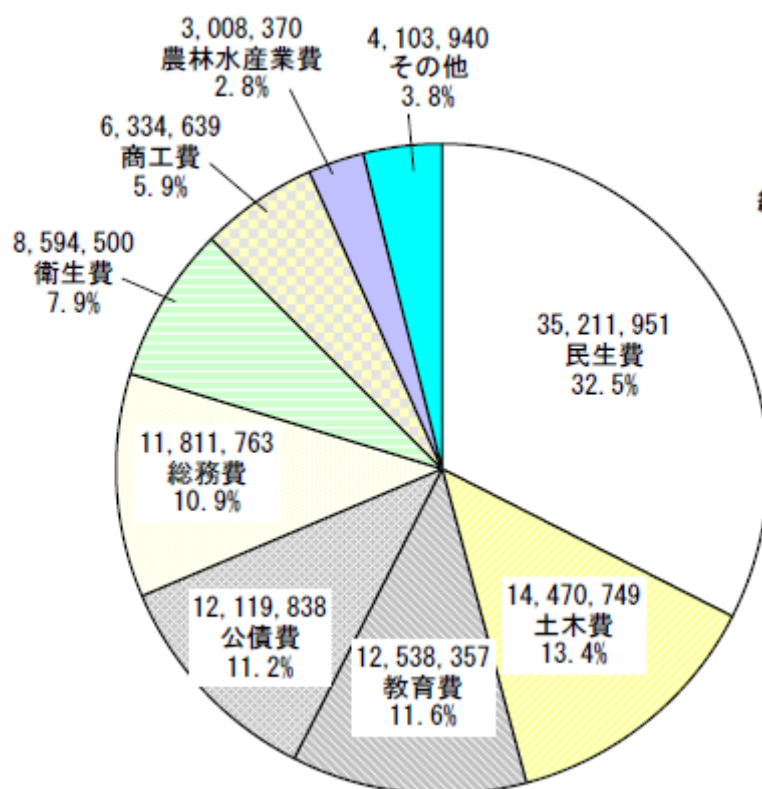
歳入

総額 112,472,223



歳出

総額 108,194,107



IV 平成20年度の市税の決算状況

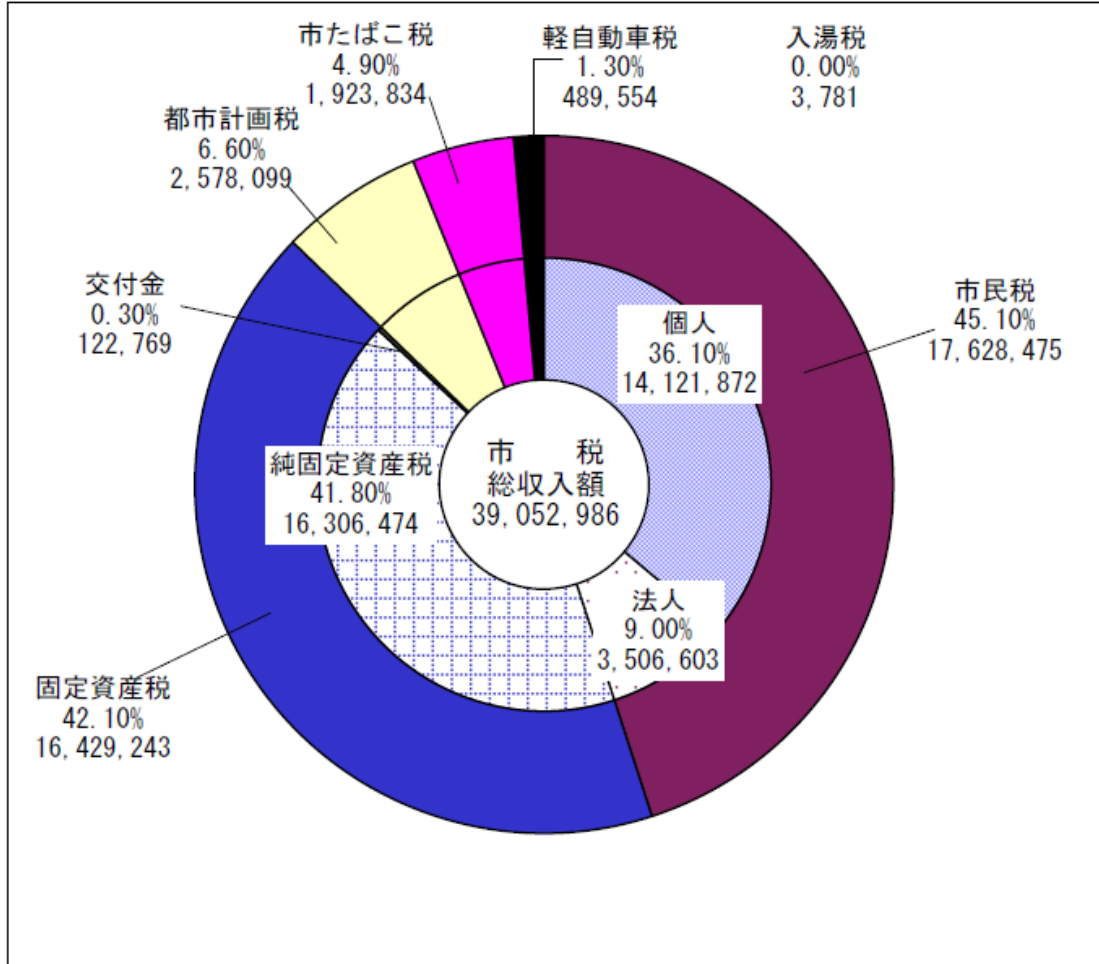
平成20年度

(単位：円・%)

	予 算	調 定		収 入		収納率
			前年比		前年比	
総計	38,683,003,000	44,346,403,223	99.3	39,052,986,052	99.0	88.1
現年分	38,114,001,000	39,506,084,028	98.9	38,397,045,856	99.1	97.2
滞繰分	569,002,000	4,840,319,195	102.5	655,940,196	96.6	13.6
市民税	17,416,000,000	19,217,941,444	98.4	17,628,474,861	97.6	91.7
個人	14,045,000,000	15,591,212,998	102.0	14,121,871,561	101.4	90.6
現年分	13,876,000,000	14,340,408,590	101.0	13,913,436,232	101.1	97.0
滞繰分	169,000,000	1,250,804,408	114.2	208,435,329	118.4	16.7
法人	3,371,000,000	3,626,728,446	85.7	3,506,603,300	85.1	96.7
現年分	3,363,000,000	3,518,831,700	84.8	3,500,409,100	85.1	99.5
滞繰分	8,000,000	107,896,746	126.6	6,194,200	83.9	5.7
固定資産税	16,252,000,000	19,554,812,633	100.9	16,429,243,253	101.3	84.0
固定資産税	16,130,000,000	19,432,043,633	101.0	16,306,474,253	101.4	83.9
現年分	15,805,000,000	16,487,204,800	101.5	15,937,480,154	101.8	96.7
滞繰分	325,000,000	2,944,838,833	98.3	368,994,099	88.2	12.5
交付金	122,000,000	122,769,000	85.2	122,769,000	85.2	100.0
現年分	122,000,000	122,769,000	85.2	122,769,000	85.2	100.0
滞繰分	0	0	—	0	—	0.0
軽自動車税	476,000,000	573,638,211	104.4	489,554,050	103.8	85.3
現年分	464,000,000	502,489,900	103.5	475,609,800	103.3	94.7
滞繰分	12,000,000	71,148,311	111.0	13,944,250	126.2	19.6
市たばこ税	1,990,001,000	1,923,851,547	90.7	1,923,834,552	90.7	100.0
現年分	1,990,000,000	1,923,841,148	90.7	1,923,834,552	90.7	100.0
滞繰分	1,000	10,399	100.0	0	—	0.0
特別土地保有税	1,000	0	—	0	—	0.0
現年分	1,000	0	—	0	—	0.0
滞繰分	0	0	—	0	—	0.0
入湯税	4,001,000	3,893,220	52.4	3,780,630	92.4	97.1
現年分	4,000,000	3,859,890	93.6	3,747,300	91.6	97.1
滞繰分	1,000	33,330	1.0	33,330	皆増	100.0
都市計画税	2,545,000,000	3,072,266,168	100.4	2,578,098,706	100.9	83.9
現年分	2,490,000,000	2,606,679,000	100.9	2,519,759,718	101.2	96.7
滞繰分	55,000,000	465,587,168	97.7	58,338,988	87.7	12.5

V 平成20年度市税収入の構成

(単位：千円)



VI 歳入総額に占める市税の構成比

(単位：千円・%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入総額 (A)	110,438,029	101,899,240	102,575,300	104,579,807	112,472,223
市税収入 (B)	36,375,113	36,821,860	37,200,125	39,428,026	39,052,986
構成比 (B/A)	32.94%	36.14%	36.27%	37.70%	34.72%

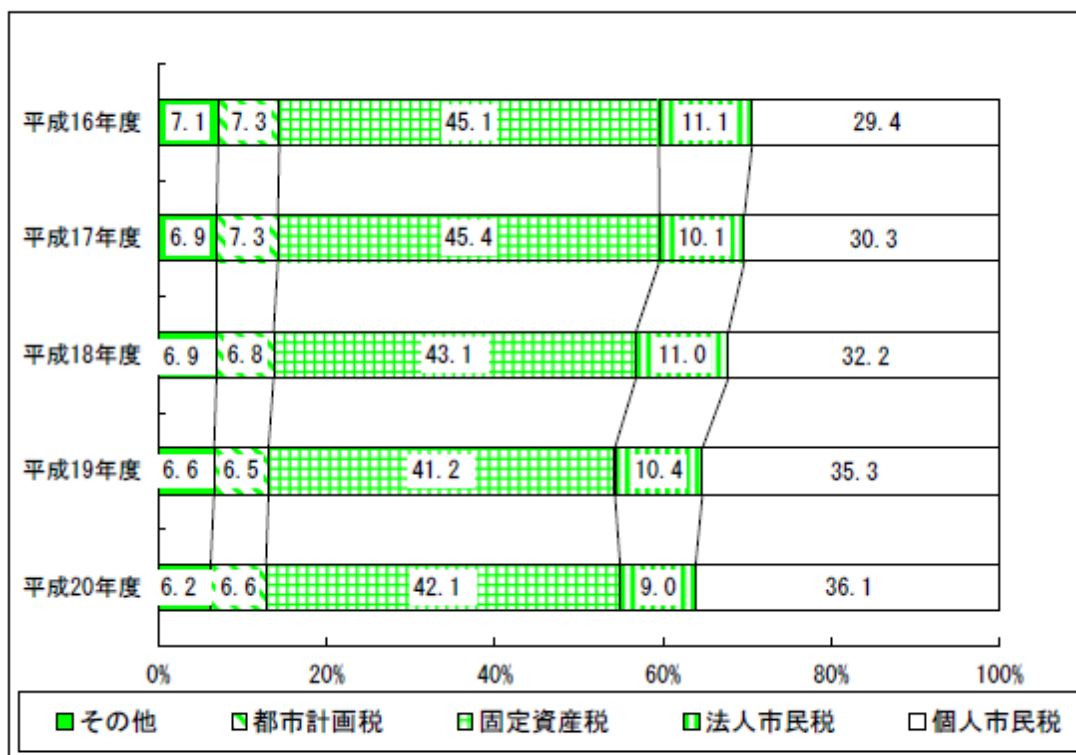
●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町・旧北野町・旧城島町・旧三猪町分を含む

Ⅶ 市税収入額の税目別構成比

(単位：%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個人市民税	29.4	30.3	32.2	35.3	36.1
法人市民税	11.1	10.1	11.0	10.4	9.0
純固定資産税	44.7	45.0	42.7	40.8	41.8
交・納付金	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
軽自動車税	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3
市たばこ税	5.9	5.7	5.7	5.4	4.9
特別土地保有税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	7.3	7.3	6.8	6.5	6.6

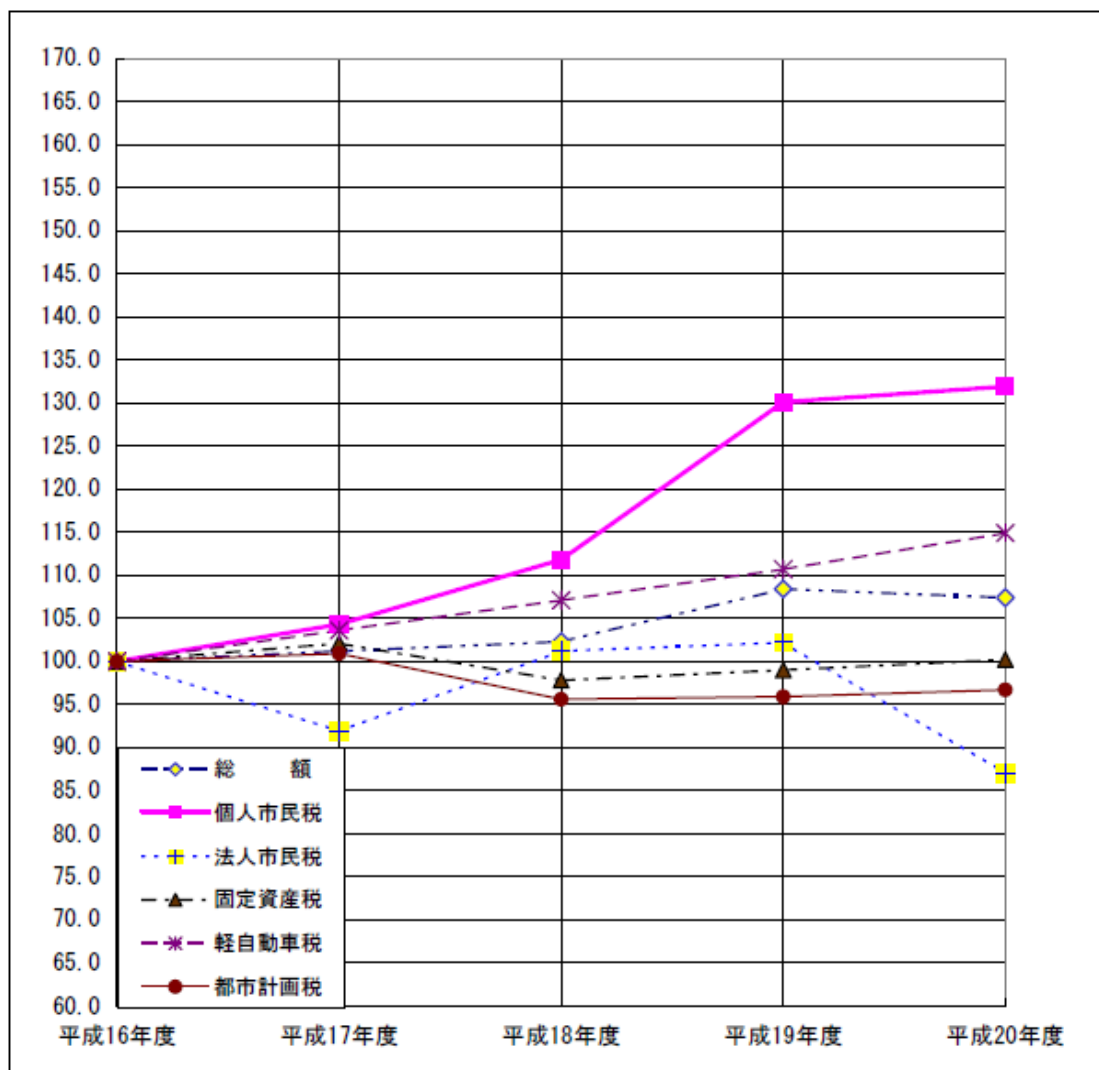
●16年度は16年4月1日からの旧田主丸町、旧北野町、旧城島町、旧三瀨町分を含む



●16年度は16年4月1日からの旧田主丸町、旧北野町、旧城島町、旧三瀨町分を含む

Ⅷ 市税収入額の伸長指数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総 額	100.0	101.2	102.3	108.4	107.4
個人市民税	100.0	104.3	111.8	130.1	131.9
法人市民税	100.0	91.9	101.2	102.2	87.0
固定資産税	100.0	102.1	97.8	99.0	100.2
軽自動車税	100.0	103.6	107.1	110.7	114.9
都市計画税	100.0	100.9	95.6	95.9	96.7



●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三猪町分を含む

IX 市民の市税負担額調

(単位：人・世帯・円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3月末現在の人口		305,800	304,989	304,785	303,721	303,233
3月末現在の世帯数		114,376	115,922	117,301	118,315	119,352
個人市民税	1人	35,339	36,954	39,818	46,742	47,292
	1世帯	94,483	97,225	103,460	119,990	120,152
純固定資産税	1人	54,192	55,089	52,658	53,477	54,371
	1世帯	144,890	144,939	136,822	137,278	138,139
軽自動車税	1人	1,430	1,481	1,531	1,599	1,657
	1世帯	3,822	3,897	3,978	4,104	4,210
市たばこ税	1人	7,025	6,824	6,941	6,986	6,344
	1世帯	18,783	17,954	18,036	17,934	16,119
特別土地保有税	1人	0	0	0	0	0
	1世帯	0	0	0	0	0
入湯税	1人	20	18	14	14	13
	1世帯	53	46	37	35	32
都市計画税	1人	8,950	8,937	8,454	8,504	8,596
	1世帯	23,928	23,513	21,965	21,831	21,840
合計	1人	106,955	109,303	109,416	117,322	118,274
	1世帯	285,959	287,575	284,298	301,173	300,493

●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三瀧町分を含む

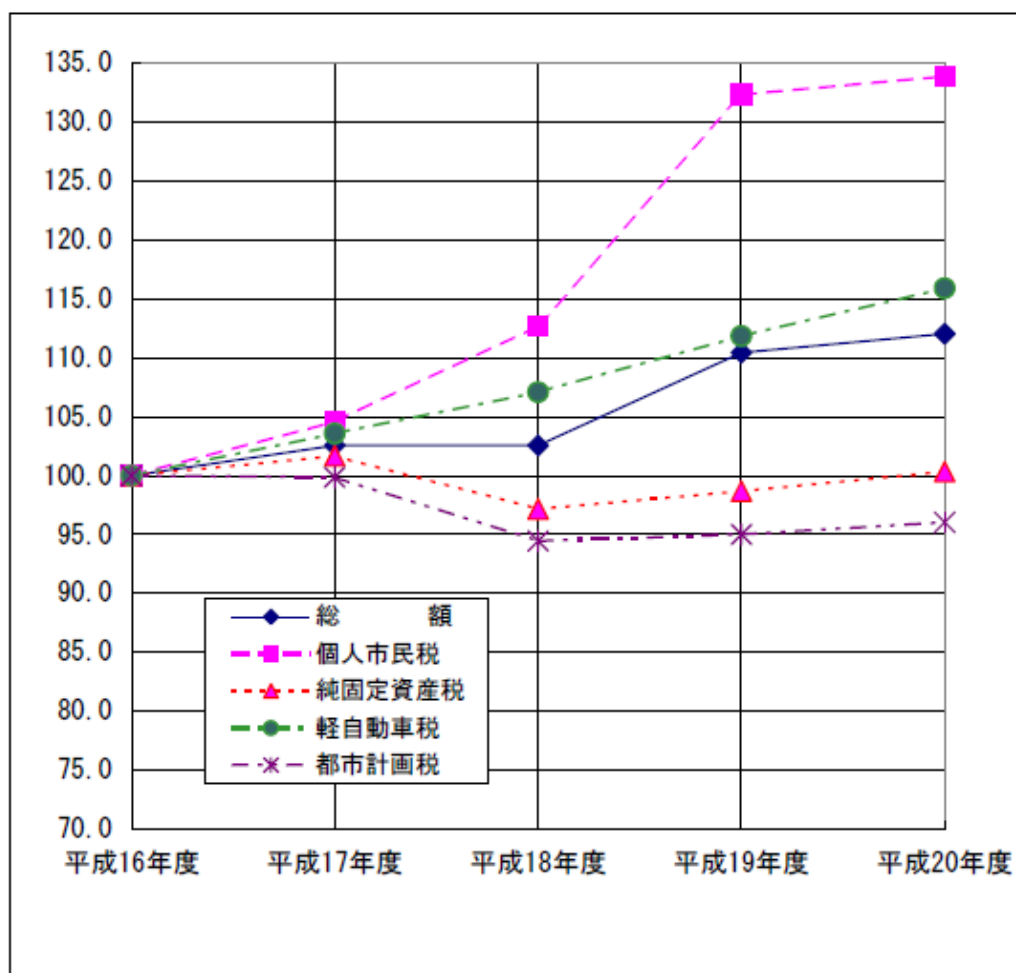
●現年課税分の最終調定額による

●法人市民税、交・納付金を除く

X 市税負担額の伸長指数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総 額	100.0	102.6	102.6	110.4	112.0
個人市民税	100.0	104.6	112.7	132.3	133.8
純固定資産税	100.0	101.7	97.2	98.7	100.3
軽自動車税	100.0	103.6	107.1	111.8	115.9
都市計画税	100.0	99.9	94.5	95.0	96.0

●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三瀧町分を含む



●16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三瀧町分を含む

XI 徴収経費調

(単位：千円/%)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
税 収 額	市税 A	36,375,113	36,821,860	37,200,125	39,428,025	39,052,986	
	個人県民税 B	4,231,931	4,410,121	4,870,167	8,772,584	9,192,451	
	合計 C	40,607,044	41,231,981	42,070,292	48,200,609	48,245,437	
人 件 費	基本給 D	504,843	483,737	471,142	473,317	447,332	
	手 当	超過勤務手当	42,437	43,334	36,477	42,577	45,583
		その他の手当	285,174	275,376	268,751	265,713	242,958
	小計 E	327,611	318,710	305,228	308,290	288,541	
	その他 F	144,664	145,590	149,281	139,331	134,067	
	計(D+E+F) G	977,118	948,037	925,651	920,938	869,940	
需 要 費	旅費 H	3,282	2,049	1,910	1,706	1,819	
	賃金 I	18,567	20,184	32,390	35,302	33,064	
	その他 J	36,027	33,945	33,243	32,070	31,994	
	計(H+I+J) K	57,876	56,178	67,543	69,078	66,877	
報 奨 金	納税奨励金 N	36,791	0	0	0	0	
	その他 O	44,992	293	11	327	11	
	計(N+O) P	81,783	293	11	327	11	
その他 Q	187,098	117,174	360,319	214,145	214,450		
合計(G+K+P+Q) R	1,303,875	1,121,682	1,353,524	1,204,488	1,151,278		
県 民 税 徴 収 取 扱 費	通知書の数を基準にした金額 S	7,781	8,284	8,737	132	48	
	徴収額を基準にした金額 T	306,244	317,532	341,813	94,651	110,556	
	納税義務者数を基準にした金額 U	—	—	—	397,456	534,064	
	計(S+T+U) V	314,025	325,816	350,550	492,239	644,668	
差引(R - V) W	989,850	795,866	1,002,974	712,249	506,610		
税 収 に 対 する 割 合	R / C	3.2	2.7	3.2	2.5	2.4	
	W / A	2.7	2.2	2.7	1.8	1.3	

〈課税状況調第39表による〉

- 16年度は、16年4月1日からの旧田主丸町、旧城島町、旧北野町、旧三瀧町分を含む
- 18年度は「新収納・滞納整理・税証明トータルシステム」開発のための経費を含む
- 19年度は6月分より、個人市・県民税率が一律10%に変わった影響を含む
- 19年度より、県民税徴収取扱費の計算方法の変更あり
- 県民税徴収取扱費計には歳出還付・還付加算金を含む

第3章 市税の賦課・徴収事務

第1 総論

他の中核市との比較

他の中核市（候補市である8市を含む。以下同じ）の資料が平成19年度分しかないため、平成19年度分を比較した。（久留米市は平成20年4月1日に中核市へ移行）

I 市税収入

久留米市の市税収入は394億28百万円であり、歳入総額に占める割合は37.8%である。中核市の平均48.2%と比較してかなり低い。最も高い豊田市の69.6%の半分に近い。なお、後で述べる財政力指数は、市税収入の歳入総額に占める割合が高いほど1に近くなる傾向があるようである。

II 実質単年度収支

中核市49市平均△737,387千円、久留米市△590,974千円、歳入総額に対する割合はそれぞれ△0.53%、△0.57%であり、若干悪いようである。

III 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政上の能力を示す指数をいい、この指数が「1」に近いほど財政力が強いとみることができる。

久留米市の財政力指数は、0.710となっている。久留米市は49中核市中38番目に位置し、強いとはいえないようである。上記Iで述べたとおり市税収入を強化し、その割合を高める必要があるようである。

IV 経常収支比率

経常収支比率は、通常、財政構造の硬直度なり弾力性を示すものとされる指標であり、この比率が高いほど経常余剰財源が少なく、財政の硬直化が進んでいるといえる。一般的には、都市にあつては75%程度におさまることが妥当と考えられ、80%を超える場合には、その財政構造は弾力性を失いつつあると考えられている。

久留米市の経常収支比率は95.9%であり、かなり弾力性が失われている可能性がある。経常経費充当一般財源の減少を図るか、経常一般財源等の増加を図る必要がある。

V 実質収支比率

実質収支比率は、地方公共団体の決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較で表したもので、団体の財政規模とかその年度の経済の景況等によって一概には言えないが、3%～5%が望ましいと考えられている。

久留米市の実質収支比率は1.2%となっており、49中核市中37番目に位置しており、他の中核市と比較してもかなり悪いと思われる。実質収支の改善を図る必要がある。

VI 市税徴収率

久留米市の徴収率は 市民税92.5% (49市中下から7番目)、固定資産税83.7% (49市中最低位)、市税合計88.3% (最低位、岐阜市89.9%の他には80%台はない。) となっている。徴収率を上げるための方策が必要である。特に滞納繰越分の徴収率は14%～15%であり、20%以上が大半である他の中核市と比較しても著しく見劣りするものである。

第2 市税別の監査結果

I 個人市民税

1. 減免関係について

減免関係の諸事務は概ね正確に処理されているが、事務処理ミスにより次のような案件が見受けられるので、今後より一層の事務の正確性が求められる。

- ・ 減免対象者リストに「減免前年税額」と「減免後年税額」の記載がないケース
- ・ 減免対象者リストの数値と課税台帳・減免申請書との数値が異なるケース

2. 給与支払報告書未提出事業者について

給与支払報告書については事業者からの自主提出が原則ではあるが、未提出の事業者へのアプローチが十分になされているか疑問が残る。

第1段階の発見アプローチとして、全事業者リストを入手し、未提出かどうかのチェックをシステム的に行う必要がある。次に第2段階のアプローチとして、未提出事業者へ未提出の理由、その後の改善策等について適切な指導ができるように、積極的に現体制の改善を図るべきである。

また、これらのアプローチを効果的に行うために、法人システムと個人システムの連携について検討が必要と考えられる。

II 法人市民税

1. 未登録法人の調査について

法人設立、事業所設置についての設立設置届出の提出がない法人の調査、管理につき、登記事項調査表で管理されているが、当該法人の存在等の調査過程を記録した帳簿・資料の作成は特になく、登記事項調査表の「登記すべき事項」欄にメモ書き程度に提出日の記載があるだけである。

調査としては、督促しても届出書未提出の法人につき、電話連絡、現地調査が行われているが、所在不明の場合、さらに所在等の確認は行われず、調査打ち切りとなっている。

未届法人の一層の把握のために、統一した記載方法を定めた調査記録の資料の整備を考慮すべきであり、次年度以降の継続調査を行うか等の判断にも資することが必要と思われる。

さらに、未届法人把握の精度向上のために、他に調査方法の採用が可能か否かを検討すべきと思われる。

例えば、他の市で行われている次のような方法も参考になると考えられる。

- (1) 年度毎に調査対象地域を選定し、住宅地図により記載法人をリストアップし法人登録の有無を調査する。
- (2) 給与支払報告書やその郵送されてくる封筒に印刷された支店等の情報を抽出し、当該情報を基に法人登録の有無を確認する。

この場合、市民税課内の個人市民税の担当係と法人市民税の担当係との情報の交換のための連携が必要と考えられるが、市では連携が行われていない。課税の網羅性確保のため、連携の方策を検討すべきであると考えられる。

- (3) 年度毎に求人情報誌やチラシなどの情報源を決め、当該情報を基に法人登録の有無を確認する。

2. 登録済未申告法人の所得等の把握

未申告法人の把握、課税決定については、福岡県の税務課からの課税標準等の通知書によっている。

市の決定に関する資料によると、前年度に申告がありながら、当年度は申告書の提出がなく、県からの通知書により決定が行われている場合がある。

また、前年度に決定が行われ、当年度も決定が行われている法人も存在する。市としては未提出法人に対し電話連絡等による自主申告の要請は行われておらず、すぐに決定書の送付となっている。

県税事務所は税務署から課税標準としての法人税額等の情報を受けており、市へはこの情報が課税標準の通知書により連絡されている。

この通知書は、税務署の処理日から4カ月程度後に作成送付されており、市の賦課決定はこの2、3カ月後となっている。

法人市民税の所得割算定のために、この通知書の入手を待つて決定を行うことになると考えられるが、この結果、賦課は納期限に比べて著しく遅れることになり、期限内納付法人との公平性に欠けることになる。

未申告法人の所得等の把握につき、県の決定通知を待つまでもなく、当該法人の業務内容、所得の状況、未申告理由等の調査を市独自で行うとともに、申告書の提出を強力に促すべきである。

3. 法人市民税の減免処理について

法人市民税の減免処理については、減免申請書の記載要領によると、収益事業を行っていないことの確認のため、減免申請には前期の決算書の提出が要求されているが、申請期限までに決算が確定していない関係からか、決算書の提出がない法人や決算書案あるいは予算案が提出されている法人が見受けられる。後日、決算書の提出を求めることになるが、事務処理上そのままとなっている場合がある。

減免処理の適用の公平上、すべての法人から提出されるべきであり、このため、申請手続きにつき、決算書が提出可能な方向での見直しが必要と考えられる。

4. 中間申告について

中間申告について、申告期限までに申告書未提出の場合、当該法人に対して申告書提出の督促が行われるべきであるが、市では行われていない。また、申告があったものとして税額を決定する「みなす申告」も行われていない。この場合、中間申告書を提出した法人と提出しない法人との間に事務処理上の不公平等が生じることになる。申告書提出に関する督促等の事務手続きが適切に行われるべきである。

Ⅲ－1 固定資産税

監査の結果、法令等の適用誤りなどの合規性違反等は発見されなかったが、業務の効率性の観点で今後改善余地があるものを指摘する。

1. 業務受渡し時のインターフェースの問題

行政側のコンピュータシステムが統一されていないため、市役所内でのデータの受渡し効率が行われていない面が見受けられる。

ただし、現在、情報政策課で、全体的にコストと効率を勘案し、業務の見直しが進められている。

2. 地番図作成のための費用節減について

現在、行政区域内の地番図等作成のために、3年に1回航空写真を撮影している。

その費用が1,900万円程かかっているため、今後、近隣の行政と協力して同時に航空写真の撮影並びに地番図の作成を行うなどの対応を行い費用節減の検討を行うべきものとする。

3. 職員のローテーションの問題

税務という特殊な知識を要する業務においてはある意味末端の職員に至るまで知識の吸収のみならず、業務全般の仕組みが理解されていなければならない。

ところが一般に行政においては比較的短期間で職員の異動が行われる傾向があるため、業務改善が後回しになってしまいかねない。

スペシャリストを育てるということと、業務改善を積極的に考えていく環境を整備していく必要があるのではないだろうか。

III-2 固定資産税の収納消込

1. 他の中核市との固定資産税収納率比較による検討結果

久留米市と類似する他の自治体との平成19年度における固定資産税の収納率比較において現年課税分においては、低くないものの滞納繰越分の収納率が低いため固定資産税全体の収納率は、最下位となっている。

また、久留米市の過去5年間の固定資産税の収納率の推移をみても固定資産税の収納率は改善されていない。久留米市の場合、他の自治体と比較して滞納繰越分が極端に低いため全体の収納率が低い結果となっており、滞納繰越分の収納率を高める対策が必要と判断される。

2. 久留米市の固定資産税収納率向上対策についての検討結果

久留米市の固定資産税の収納率が低いため税収納推進課において下記のような対策を講じているが、収納率向上に目立った効果を上げていないため年度ごとにそのフォローアップを行うことが重要である。

税収納推進課による改善策は下記のとおりとなっている。

(1) 組織見直し（ハード面）

① 地域担当制から職能別へ変更

※現在のチーム編成（初動T、整理T、機動T、庶務・収納対策T）

② 滞納処分を専門とする機動Tの設置

(2) 業務内容と手法の見直し（ソフト面）

- ① 自主納付から滞納処分に重点をおいた滞納整理へと方針を転換する。
- ② 資力が乏しく猶予が必要な人には「徴収猶予、換価の猶予、納付誓約による分割納付」、財産がありながら納付しない者に対しては「差押えの実施」、生活困窮者に対しては「執行停止」という方向での滞納整理を実施する。
- ③ これまでの、納税者からの申出に基づいた安易な分割納付に応じず、資力の調査や納付計画を提出させるなど、毅然とした対応により、資力困窮の根拠に基づいた分割納付の受付を実施する。

(3) 具体的な対策

- ① 納税お知らせセンター（民間に業務委託）の設置
- ② インターネット公売の実施
- ③ 嘱託職員の活用
- ④ 財産調査、滞納処分の実施
- ⑤ 県への研修生派遣
- ⑥ 税収滞納システムの導入
- ⑦ 本庁と総合支所の役割分担の見直し

Ⅲ－3 固定資産税の還付

特に指摘すべき事項は発見されなかった。

Ⅲ－4 固定資産税の不納欠損処理

市税の年度別決算状況において当年度の未収入金額が表示されていないため資料間の整合性が確認しにくい状況となっている。ディスクローズの観点から当年度の不納欠損額及び未収入金額までを表示すべきである。

Ⅳ 軽自動車税

軽自動車税については特に問題点は見当たらなかった。

Ⅴ 市たばこ税

市たばこ税については特に問題点は見当たらなかった。

VI 入湯税

温泉施設の間で日帰り客の入湯税について申告すべきかどうか明確ではなかった。その問題が発生した原因は、基本的に現地調査が定期的に行われていないからである。また、特別徴収義務者及び潜在的な義務者も含めて定期的な説明会などを行い現場の情報を汲み取る必要がある。

申告書の記載方法が徹底されていない。申告書には、宿泊用の申告書と日帰り用の申告書とがあるが、事業者の中には非課税と明記されている事業者とそうでない事業者がある。また、同一事業者の中にも月によっては非課税者数（課税免除となる日帰り客など）を記載している月とそうでない月とがあり混在している。この情報を徹底することにより税収を増やす可能性が見受けられる。

第4章 市税を中心とした未収管理事務

第1 滞納整理について

I 滞納整理を行う部署として適切な組織、人員体制を整えているといえるか。

少なくとも他の中核市の組織、体制との比較において久留米市の場合、近年の滞納繰越分収納率が全国の中でも際だって低いこと、職員1人あたりの滞納者数が著しく多いことなどのデータに鑑みれば、滞納整理の業務内容の質の問題のみではなく人員体制に問題があることは明らかである。

したがって、機動力ある職員の増員が少なくとも全国の平均値かもしくはそれ以上になされる必要があるだろう。

II 滞納整理を行うにつき組織として十分な対応ができる能力基盤を備えているといえるか。

滞納整理業務が適正になされるためには、担当職員が十分な知識とノウハウを有していることが必要である。そのためには滞納整理についての共通の認識と知識を得る機会として研修の徹底と充実を図ることが要請される。

この点研修の実績は、滞納整理に関する講義が法的説明や手続に関する基礎知識から事案演習まで幅広く行われているが、研修への参加は各回数名の職員が参加しているにすぎず、すべての職員が多くの研修に参加して滞納整理についての知識とノウハウを習得できているというわけではない。

滞納整理業務が効率よく適正になされるためには、担当職員が十分な経験を積み重

ねることが必要である。十分な数の人員を税収納推進課に配置しても、それぞれの担当者の経験が不十分であれば滞納整理業務は十分に機能しない。

人事異動については同時に組織内の大幅な人員の入れ替えが行われたりすれば経験者から新任者への受け継ぎが十分に行われない可能性がある。十分な経験を有する担当者を配置し、その担当者が、新任職員に事案に応じた十分な指導ができるような体制がとられることが必要である。

前に述べた研修も滞納整理の実務に当たり、重要な要素であるが、研修のみでは実務を行うには不十分であり、常に経験者の助言を受けながらチームを組んで事案に当たる必要があるからである。

III 機動力ある組織の体制が構築されているか。

滞納額の規模に応じて初動チーム、滞納整理チーム、機動チームにチーム分けを行い、さらにインターネット公売実施等のために庶務・収納対策チームに分類し、それぞれのチームに担当職員を配属している。

初動チームは主に嘱託職員を、機動チームには経験者を配属し、滞納整理チームには新任者を配置しているが、概ね適正な配置を行っているものの、滞納整理チームの配属人数が少なすぎることは人員体制の問題点のところでも述べたとおりである。

IV 滞納整理手続について明確かつ客観的に基準等のシステム作りがなされているか。

久留米市の税収納推進課における滞納整理マニュアルは存しない。研修資料が参考マニュアルとして利用されているが、これには各滞納整理に関する手続の概要と実際の業務における注意書きを記したもので、概ね手続と業務の内容が網羅されている。

しかし、この資料は概要を説明したものにすぎない。内容的には手続きの説明や現場での準備や対応などについては細かく記載してあるが、それぞれの手続の中で誰の判断で手続を開始するのか、どのような基準で開始されるのか、明確な基準が設けられていない。その手続についての判断は、担当職員が法律により判断を行ない、事案に応じて対応しているとのことであるが、具体的事例に直面した場合に、例えば、当該事例において差押を行うのか、執行停止を行うのかなどの判断が必要になった場合に、担当職員の判断に委ねられるとすれば同様の事例において結論が異なるようなことも生じ、納税者の公平を害する可能性が懸念される。

したがって、担当職員に判断が委ねられていたとしてもある程度客観的に判断が決まってくるような明確な基準と決裁権者が盛り込まれた滞納整理マニュアルを作成することが望ましいと考える。

第2 滞納整理の手続について

I 催告書（文書による催告）

税収納推進課では、情報政策課で出来上がった催告書の封緘作業を手作業で行っている。数千もの催告書の封緘作業に税収納推進課の職員総出でこの作業を行っており、多くの時間をとられ著しく経済合理性を欠くものとなっている。

さらに、発送日までの間にその封緘した催告書からそのときまでに納付があった者に対して引き抜き作業を行っているということである。

これら一連の作業は、電算システムを採用し、システム化を図っているにもかかわらず、人手のいる単純作業でいかにも経済的に不合理なものとなっている。

封緘作業の必要のない催告書の形式に変更することが望ましいものとする。また、発送までの税納付者に対する催告書の抜き取り作業は「本状と行き違いに納付されていきましたときは、ご容赦下さい」旨の文言が催告書に記載されている以上、その数が多い場合は別として特に行う必要はないものとする。

一方、個別催告書については、一斉催告書に反応がない納税者等に使用するものであるが、前記記載のとおりある程度の基準はあるものの、どのタイミングでどの催告書を発送するかについては担当者の判断に任されている。そのときの担当者に応じて取り扱いに差異が生じることになるため、より明確な催告書の発送についての基準を設けるべきものとする。

II 電話催告

1. 民間業務委託について、その選任方法、委託業者ともに現状では問題ない。

ただ、電話催告業務そのものは、従事者が詳細な作業手順書とFAQを参照しながら行われており、詳細なだけに従事者の能力によって作業効率が大きく左右されるものとなっている。従事者の能力の検証等一定期間の実績をみて委託業者の妥当性を検討する必要はあろう。また、情報管理についても、特に時間外、休日の管理が手薄となる時間帯における業務における体制を整える必要があると考える。

2. 一斉催告書の封緘作業を業務委託することも一考を要すべきものであろう。

3. 業務委託による効果について

電話催告業務の民間委託によって、催告書送付件数の削減が可能であるという点については、民間委託実施後の平成20年度の実績において、架電件数16,750件が滞納者33,589件の約半数（49.87%）となっており、一斉催告書発送の半数が送付対象から外れており、また「納税お知らせセンター」から引継後の納付率が高率であることから電話催告について業務委託を実施した効果はすでに現れているものともいえる。

平成20年10月に実施の制度であるから具体的な実績をもとに電話催告の業務委託の効果を検証するには年間を通した費用対効果も含めた検証作業が必要である。

さらに、実績を見て効果が明らかとなった場合には、市県民税、固定資産税、軽自動車税（平成21年度に実施されている）のほかの市税を対象とし、対象範囲を広げて行うことも考慮すべき要素の一つである。

現状では電話催告の業務委託の効果を積極的に評価していいのではないかと考える。

III 臨戸

研修資料の臨戸の箇所には、主に徴税吏員が臨戸を行う際の事前準備や現場での対応等について詳細に記載されている。

しかし、臨戸実施の判断は、徴税吏員の判断に委ねられている。

市外の場合の決裁も臨戸実施の判断に対する決裁ではなく、経費負担を認めるための決裁となっている。

臨戸については、事前に生活実態や家族構成・財産調査等を十分に調査しておかなければ、滞納者に支払能力がなかったり、不在であったりと多くの人的・時間的資源が無駄になる。

久留米市の場合、研修資料で選定条件を示しているが、その判断は徴税吏員の判断に任せられ、臨戸実施の判断の基準としては十分なものとは言えない。

もちろん、徴税吏員の経験に基づく実質的判断は重要な要素であるが、これが主観的、専断的に行われる運用となる可能性がある。

したがって、担当徴税吏員は、より具体的に生活実態や家族構成・財産調査等を行ったうえで臨戸の実施判断を行い、さらに、客観的判断を仰ぐために上司決裁を経る手続きを採るべきであろう。

平成20年度は、388件の一斉臨戸を行っている。しかし、その選定の判断は前述の選定条件を一定の基準として滞納者の一覧から形式的に選定した納付勧奨的な臨戸であり、十分な調査・検討を経ずになされたものである。すなわち、個別的な納付の可能性をある程度は考慮しているものの、当初から十分な効果が認められるようなものではなかった。

個別事案に応じてより経済合理性、効率化を図った臨戸実施の判断が求められなければならない。

なお、市税の徴収現場における臨戸への取扱いについては、その経済的合理性、効率化の面からも、滞納処分（差押）の直前に行う最終状況確認の意味合いで実施されることが多くなってきており、全国的に納付勧奨的な臨戸は行なわれないようになってきている。

市税の徴収現場における臨戸に対する考え方は久留米市も同様であり、平成20年度から取り組んでいる「攻めの滞納整理」の方向性と合致しているものであると言え

る。

IV 分割納付

分割納付については、分割納付を認めるべき明確な基準が決められておらず、担当者が法律に基づく聞き取りを行ない実施しているため、納税者間の公平性を欠くことが懸念される。

また、実際の運用は、滞納者から分割納付を希望する意思表示があれば分納を認めているのが現状であり、納税者の個別事情に応じたきめ細やかな滞納整理業務が行われなければならないだけでなく、本来一括納付が可能な納税者にも分割納付を容認しかねない運用である。

したがって、分割納付を認める場合の適切な判断が容易になるような滞納整理マニュアルを作成すべきものとする。

具体的には、過去の実績を検討すること、滞納額の区分に応じた基準をつくること（分納期間や分納回数に区別を設ける、上司の決裁、納税者との面談を要件とする等）などが考えられる。

V 財産調査

監査の結果、差押を前提とする財産調査は金融機関、法務局、税務署等の上記調査先に対して実施されており、その手続は法令に準拠して適切に実施されていることが認められた。

しかし、分割納付を認める際の判断材料としての財産調査が十分に行われていないのが実体であり、財産調査はそのような場面でも利用されるべきである。

財産調査を行う時期の問題としても、早い段階で財産調査を行えば滞納者は何らかの財産をまだ保有している可能性がある。分割納付が不履行となるなど差押等の滞納処分を考慮すべき段階で財産調査を行っても、すでに滞納者は財産を消費もしくは散逸させており、差押等の滞納処分の機会を逸してしまうことにもなりかねない。

久留米市において実際に行われている財産調査は、基本的に金融機関や税務署、法務局に対して実施しており、金融機関から入手した情報をもとに、事業者の場合の取引先や証券・保険会社等への調査を実施している。

しかし、インターネット銀行や高額動産に対する調査等もより広い範囲を対象として財産調査を行うべきであり、担当者が事例に則して柔軟に財産調査を行うための基準や方法を具体化したマニュアルの作成が必要であるとする。

VI 滞納処分（差押）

久留米市では、平成20年度は「攻めの滞納整理」のもと差押等の滞納処分につい

ても積極的に実施を行ってきた。平成18年度との比較でもその違いは顕著であり、主に不動産と給与差押が中心であった差押が、預金、保険、動産という範囲にまで広がり、平成19年度との比較においては、平成19年度には特殊要因があることを除けば、他の差押対象資産では、その件数がいずれも前年度を上回っている。滞納整理の強化の効果が少し現れてきている結果であろう。

しかし、財産調査の対象は、広く認められている。実際は、財産調査が広く行われれば財産調査次第では、インターネット銀行や高額動産等の存在が判明することも少なからず存するであろう。より滞納整理を実効性あるものにするには差押のための事前準備が必要である。

また、差押えについて、その実施の判断は課長決裁を要するとはいえ、実質的には担当者に委ねられているが、差押の条件の判断に慎重になるあまり、差押の適時の実施を失ってしまうことは市の税収納実務にとって損失である。したがって、差押の判断においては、慎重でありつつも迅速な行動が要請されるのであるから、担当者においては差押対象資産を覚知した場合は、上司に相談するなど積極的に行動すべきである。

次に、インターネット公売については、平成20年度期中から開始されたことから未だ実績を含めた客観的評価をするには実績が不足している。しかしながら、これまでほとんど行っていなかった動産についての公売に参加することは、低額の費用で、かつ簡易な手続で参加できるというメリットを十分に生かす必要がある。その意味では、動産に対する差押も滞納処分のなかで重要な一部として今後位置づけていくべきものとする。

Ⅶ 執行停止

滞納処分の執行停止は、職権により滞納処分の執行を停止することによって税収納の可能性を断念し、市の財政に影響を与えるものであり、また他の納税者との取扱を異にする結果となるものであるから、執行停止の判断においては、他の納税者との公平を図りつつ慎重に厳格な手続のもとに実施される必要がある。

したがって、滞納者が資力を失ったかどうかの判断は、十分な財産調査を行っても客観的にみて滞納額の改善が見込めないような場合にのみ実施されるべきものである。

久留米市においては、平成21年10月1日から執行停止処分の決定の基準が設けられ、その基準に則した運用が開始されているものの、これまでは、資力判断について財産調査などの調査が十分であったとは言い難い状況であり、これらの調査結果と納付実績や滞納者本人からの聴取等も参考とした判断により執行停止を行ってきた事例も見受けられる。

これでは、他の納税者との公平を害する可能性が懸念されることから、今後とも執行停止の決定に当たっては、作成した執行停止処分の決定の基準を活用し、個別事案

に応じて滞納原因を調査し、その原因を示す資料などを滞納者に求めながら、改めて資力が客観的にみて本当に納税できない状況なのかどうかを調査すべきものとする。

次に、執行停止期間内に滞納者の資力が回復したときは、停止を取り消して市税の徴収を行わねばならない。そして、執行停止の状態が取り消されずに3年間継続したときは停止にかかわる市税の納税義務が法律上消滅するという重大な法的効果を生じさせる事態となるため、執行停止後の3年間に何の調査もなく期間が経過して納税義務を消滅させることは避ける必要がある。少なくとも不納欠損処理を行うことになる3年間の期間経過前に最終調査として滞納者の財産調査を再度実施すべきである。

VIII 不納欠損

不納欠損状況については、特に問題点は見あたらない。

滞納税について、基本的に早期の債権回収を図りつつ、一方では実質的に回収不能な債権は速やかに不納欠損処理を行い、それにより滞納税額をいたずらに増加させないようにすることが滞納整理の債権管理を行ううえでは重要である。長期滞納債権は、その管理のための人的・経済的経費が増加するだけでなく、担当職員の税収納業務の効率化にも悪影響を及ぼすものとなる。

第5章 情報システム監査

第1 久留米市の行政情報化の進捗状況について

久留米市の税務システムは市県民税、固定資産税、軽自動車税3種類の税について、ホストによる電算処理にて賦課業務を行っている。賦課システムによって算出された市が徴収すべき税額が収納システムへと連携されるが、賦課と収納が別システムとなっているため、その連携が一部複雑なものとなっており非効率な部分が見受けられる。

例えば

- ① 旧4町の特殊な調定処理があった場合、その都度手作業による入力が必要となるケースがある。
 - ② 法人市民税の宛名管理システムがホストとは別になっており納税証明書の発行を依頼された場合、両システムで検索を行う必要がある。
 - ③ 総合税滞納システムの税滞納者についての資産状況は別途、固定資産税システムの情報を入手する必要がある。
- 等である。

これらは、住民記録、税の賦課などのいわゆる基幹業務については安定性、信頼性の面から古いホストコンピュータでの処理を行っており、収納や滞納管理などはその都度分散したシステムを構築し、運用してきた経緯があったためである。現状は人手により運用面でカバーしているが、コストと効率性の観点から業務システム全体を見直す必要に迫られている。

久留米市は「久留米市 IT 戦略アクションプランⅡ」の中で

- ・基幹業務系システムの最適化
- ・業務システム全体最適化

を掲げており、基本構想を作成中である。業務システム全体を長期的な視野で最適化し、情報処理の運用コストの縮減を図るとともに、国の目指す『電子自治体』を実現するものとしている。財政緊縮の中で膨大なコストのかかる情報システムの見直しは大変難しい問題を含んでおり今後の重要な課題である。

第2 久留米市の情報セキュリティ対策について

チェック項目の中で改善が必要と思われる項目は以下のものである。

(情報システム室内の機器の耐震、防火、防水対策)

サーバ室は総務部情報政策課と健康福祉部長寿介護課に設けられているが、長寿介護課のサーバはラックに収納されおりワイヤーで固定するなどの処置が講じられていない。地震等の災害に備えて十分な対策をする必要がある。

(情報セキュリティ研修・訓練の実施)

「セキュリティ研修実績」によれば平成15年7月、平成18年4月、平成21年1月にセキュリティ管理者及びシステム管理者(課長級)に対して実施されている。

情報セキュリティを運用する際、多くの部分は組織の責任者及び利用者の判断に依存している。すべての職員等を対象に研修を実施する必要がある。また、情報セキュリティに関する環境の変化は激しいことから毎年度研修を実施することが望ましい。

(ICカードの管理)

久留米市ではLGWAN(総合行政ネットワーク)用にICカードを職員に配布し使用しているが管理台帳が作成されていない。

ICカードの不正使用等を防止するために、管理台帳を作成し厳格に管理すべきである。

(外部委託事業者との契約)

平成18年9月に『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』の見直しが行われ、地方公共団体のセキュリティ対策の水準を強化するために外部委託事業者と交わす契約書に以下の項目を明記することが付け加えられた。

- ・委託元（市）による監査、検査

（外部委託事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者が監査、検査を行う規程を明確に規定しておくことが必要である。）

- ・委託元（市）による事故時等の公表

（委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、住民に対して適切な説明責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じて行うことについて、外部委託事業者と確認しておくことが必要である。）

『久留米市情報セキュリティ規則』に上記の項目が必須契約事項として盛り込まれていない。『久留米市情報セキュリティ規則』の改正を検討するとともに、既契約のものについては「覚書」を交わす等の措置を検討する必要がある。

(自己点検結果の報告)

自己点検は調査対象133システムについてチェックシートの方式で各部局に対して平成19年4月2日～4月27日に実施されており1回目として結果が報告されている。その後回収されたチェックシートを含めて平成20年2月1日～2月15日に改めて集計され2回目の報告が行われている。回答率は1回目の68.6%から85.7%へと向上しているが、回答結果は組織及び体制、情報資産の分類及び管理に関する「人的セキュリティ」の遵守状況は全体で63.6%と低い結果になっている。

情報政策課の報告書でも述べられているとおり、情報セキュリティの基本的な体制作りの段階であり、まだまだ対策が進んでいないものと思われる。情報セキュリティ対策を実効のあるものとするためにはすべてのチェックシートを回収する必要があり、各部局の自己点検結果に基づく具体的な改善策を報告するとともに、改善の状況をフォローすることによって情報セキュリティポリシーの見直し、更新に結びつけることが必要である。自己点検結果のフォローが十分に実施されていない。

現状では毎年自己点検を行い、セキュリティ意識の向上を図る必要があると思われる。また、「情報セキュリティ監査」についても実施を検討すべきである。